

# 市立角館総合病院 院内感染予防対策指針

平成24年4月制定

市立角館総合病院（以下「病院」とする。）は、病院の理念に基づき、患者の皆様および職員に安全で快適な医療環境を提供するため、感染防止および感染制御の対策に取り組むための基本的な考え方等を以下のとおり定める。

## 1. 院内感染予防対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染症発生の際には拡大防止のためその原因の速やかな特定、制圧、終息を図る。このため院内感染予防対策を全職員が把握し、病院の理念に則った医療が提供できるよう、本指針を作成する。

## 2. 院内感染予防対策のための組織に関する基本的事項

### 1) 院内感染予防対策委員会

院内感染予防対策の検討および推進を行うため、病院内の各部門からの代表者で構成する院内感染予防対策委員会（以下「委員会」とする。）を設置する。委員会の組織および運営等については、「市立角館総合病院 院内感染対策委員会 規約」に定める。

### 2) 感染対策チーム

院内感染予防対策の周知および実施を迅速に行うため、病院長が指名する医師、看護師、臨床検査技師、薬剤師で構成する感染対策チーム（以下「ICT」とする。）を設置する。ICTの組織および運営等については「市立角館総合病院 感染対策チーム 規程」に定める。

### 3) 感染対策室

院内感染予防対策の日々の管理業務を行うため、病院長が指名する院内感染管理者および感染対策チームが所属する感染対策室を設置する。感染対策室の組織および運営については「市立角館総合病院 感染対策室 規程」に定める。

## 3. 院内感染対策のための従業者に対する研修に関する基本方針

院内感染予防対策の基本的考え方および具体的方策について、職員へ周知徹底を図るために研修会を開催し、併せて職員の感染対策に対する意識向上を図る。職員研修は、全職員を対象に年2回程度講習会を開催する。また、必要に応じて随時開催する。研修の開催結果は、感染対策室が記録を保存する。

## 4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

耐性菌、市中感染症等の院内発生に伴う院内感染拡大を防止するため、感染症の発生状況について、委員会を通じて全職員に速やかに周知する。

## 5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

- 1) 院内感染発生時は、感染の発生した部署（以下「発生部署」という。）の科長および所属長が直ちに院内感染管理者に連絡し、その状況および患者への対応等を感染対策チームおよび委員会、病院長に報告する。
- 2) 院内感染管理者は、臨床検査科から報告を受けた後、発生部署の状況および患者への対応等を感染対策チームおよび委員会、病院長に報告する。
- 3) 感染対策チームは、改善策を立案し、実施する。
- 4) 院内感染に対する改善策の実施結果は、委員会を通じて速やかに職員へ周知する。

## 6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- 1) 患者をはじめ外部の人々にも情報を提供できるように、ポスターの掲示や、病院ホームページを活用する。
- 2) 本指針は患者及びその家族などから閲覧の求めがあった場合は、これに応じる。

## 7. その他の病院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

- 1) 職員は、自らが感染源とならないため、定期健康診断を年1回以上受診し、健康管理に留意する。
- 2) 院内感染予防対策のため、職員は「院内感染予防対策マニュアル」（以下「マニュアル」とする。）を遵守する。
- 3) マニュアルは、必要に応じて見直し、改訂結果は職員に周知徹底する。

## 付記

この指針は、平成24年4月1日から実施する。

## 付記（平成29年3月31日）

この指針は、平成29年4月1日から実施する。

平成29年4月改定